

『令和4年度における環境調査の結果等について【山梨県】の送付について』（提出日：R5.6.27）に対する山梨県からの要請と事業者の対応方針

No	山梨県からの要請(要請日：R6.3.29)	事業者の対応方針
1	<p>年次報告書は、工事が長期にわたることから、中間報告書までの3年間を待たず、調査結果を検証し、必要があれば速やかに環境保全措置の改善等を図ることで、住民との信頼関係の構築、社会的合意形成に資するため公表される書類であると認識している。</p> <p>しかし、提出された年次報告書は、調査結果が中心であるため、今後の年次報告書では、調査の位置づけや目的、調査結果の考察、利用方法（環境保全措置の改善等）について、住民にもわかりやすく記載すること。</p>	<p>事後調査計画書第5章に記載の通り、「年次報告」は、当社の自主的な取り組みとして、中間報告を行わない年度に、当該年度に実施した調査の結果を山梨県へ報告するものです。また、「中間報告」は、山梨県環境影響評価条例第46条に基づき、3年に1回の頻度で当該期間に実施した調査の結果および環境保全措置の必要性を再検討し、その結果を記載しています。</p> <p>年次報告では、調査の位置付けや目的について、第1章に事後調査計画書に基づいていることを記載しています。</p> <p>調査結果の考察・環境保全措置の適否判断、必要に応じた改善等は、事後調査・モニタリング等を実施する中で、年次報告および中間報告の作成公表を待たずに、適宜行っております。その結果を、毎年度の年次報告および3年に一度の中間報告にて公表しています。</p> <p>これまでの対応例として、発生土仮置き場モニタリング観測井で水質の基準値を超過した際、速やかに調査結果を踏まえた原因考察、追加調査等を行い、それらの一連の対応について、「令和3年度年次報告の第3章3-9その他（発生土置き場等）」に記載しました。</p> <p>また、年次報告では環境保全措置の実施状況を住民の皆様にも分かりやすくお示しすることを心がけており、第4章に記載の通り、写真を用いながら平易な言葉で記載する等しています。加えて参考資料にも、環境保全の計画に記載した環境保全措置の実施状況を対象について、より一層詳細に記載しています。</p>
2	<p>考察（調査結果の検証）に当たっては、工事前後の状況の比較も踏まえ工事による影響を明らかにするとともに、それらの根拠を示しながら調査方法や予測、環境保全措置の見直し・改善の要否について説明すること。</p>	
3	<p>河川流量は降水による変動が大きいため、月1回の観測で流量・水資源の変化を明らかにすることは困難である。トンネル湧水量の増加も見られていることから、中間報告書（その1）に対する知事意見の繰り返しになるが、今後の中間報告書には科学的な評価に基づき工事の影響の有無を合理的に示すこと。</p> <p>また、必要により、科学的な評価を行うための常時監視等の追加調査を行うこと。</p>	<p>水資源の事後調査及びモニタリングは、トンネル工事による影響を把握することを目的として実施しています。トンネル湧水量を随時監視することで地下水への影響を把握するほか、河川流量については流量の少ない源流部や支流部を含む計58地点においてトンネル工事着手前から流量観測を継続しており、1回/月を基本に長期的な観測により河川流量の変動傾向を把握しています。</p> <p>なお工事影響の検証については、河川流量の変動傾向に加え、トンネル湧水量や降水量結果等を踏まえ総合的に判断しており、年次報告及び中間報告においては、その結果を掲載しています。</p> <p>なおトンネル湧水量を随時監視する中で、大きな変動が見られた場合は、速やかにトンネル掘削地点周辺の河川流量等の状況を確認し、必要により河川の流量調査の追加や調査頻度を変更する等の対応をとります。今後も引き続き、事後調査及びモニタリングを実施し、必要に応じて追加の環境保全措置を実施します。</p>